

モロッコ
税務・会計制度ハンドブック

2015年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2015年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Deloitte LLP
Al Fattan Currency House -
Building 1
Dubai International Financial
Centre
Dubai, P.O. Box 282056
United Arab Emirates
Tel: +971 (4) 5064700
Fax: +971 (4) 3273637
www.deloitte.com



目次

I. 主な税制	1
1. 納税主体 事業体／個人	1
2. I-1 に適用される直接税および間接税	2
3. I-2 記載の税の法的根拠	2
4. 課税年度	3
II. 法人税	4
1. 税率	4
2. 課税対象範囲	5
3. 課税所得	5
4. ほかの事業利益に対する課税	5
5. 各種役務契約に基づく利益／報酬に対する課税	7
6. 国外源泉所得に対する課税	7
7. 資産の評価	7
8. 事業上の損金算入項目	8
9. 税制優遇策	9
10. 欠損金の繰越制度	11
11. 源泉徴収税	11
12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー（JV）	12
13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る税制	12
III. 個人所得に係る税金およびその他の税金	12
1. 個人所得に係る税制	12
2. 個人に係るその他の税金	13
3. 付加価値税（VAT）	15
4. その他の税金	15
IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約	18
1. 法人税	18
2. 個人所得に係る税金	19
3. VAT	20
4. 租税回避防止規定	20
5. 二重課税回避のための協約	21
V. 報告義務および監査報告	21
1. 申告する書類および記録	21
2. 認められた会計実務	22
3. 会計監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書	22
4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書	22
5. 公認監査人の雇用：必要とされている。	22

I. 主な税制

1. 納税主体 事業体／個人

1) 事業体

モロッコにおいて最も一般的なタイプの事業体は以下である。

- ・株式会社 (societe de capitaux)、公開有限責任会社 (societe onyme, SA) および合資会社 (societe en commandite par action)
- ・有限責任会社 (societe a responsabilite limitee, SARL)、個人有限責任会社 (societe a responsabilite limitee a associe unique SARL AU) および
- ・パートナーシップ、ジェネラルパートナーシップ (societe en nom collectif) 簡易パートナーシップ (societe en commandite simple) および JV 会社 (societe en participation)

その他の事業体形式

- ・民事会社 (societe civile)
- ・経済的利益グループ (groupement d' interet economique)
- ・外国企業の支店もしくは現地法人

上記の全事業体形式は外国企業にも認められており、株主の国籍または所在地に関して何ら制限はない。

一般的に、これら事業体の大抵の経済活動に関し何ら制約や特別な要件はない。原則として現地資本の参画の許可の必要は求められていないが、特定のタイプの活動に関しては許可が必要である。外国人は事実上モロッコ内にていかなる分野に対しても投資活動が可能である。ただし、一定の戦略的資源の開発については保護されている。

利息や配当の支払いに加え、マネジメントフィー、サービスフィーおよびロイヤルティーについても、非居住企業である共同事業者、コントローラーおよびモロッコ企業のオーナーに対する支払いが認められている。

2) 個人

国籍や活動にかかわらず、モロッコに常居所を持つ者に対しては、その者の全世界所得に対し 10%～38%の範囲内の逡増率で個人所得税 (impot sur le revenue of IR) が課される。

モロッコに常居所を持たない個人に対しては、モロッコの国内源泉所得のみが課税対象となる。

なお、常居所の定義は、下記のいずれかをいう。

- ・恒久的な住まいの場所
- ・主たる経済的利益の場所
- ・国内に在留する期間が 365 日のうち 183 日を超えること。

非居住者は、モロッコ国内滞在期間のいかんを問わず、モロッコの国内源泉所得に対して課税される。

パートナーが、法人税課税を選択しない限り、ジェネラルパートナーシップ、簡易パートナーシップおよび個人からなる事実上の法人で収益を伴うものは、主たるパートナーの所得として課税される。その場合、利益は主たるパートナーの事業収入とみなされる。

2. I-1 に適用される直接税および間接税

直接税

- ・法人税 (CIT)
- ・個人所得税
- ・社会保障料 (Social Solidarity Contribution)

間接税

- ・付加価値税 (Tax sur la Valeur Ajoutee) :General Tax Code,Art.87 et seq
- ・専門家／プロフェッショナル税 (Tax Professionnelle):Law n° 47-06, Chapter II
- ・公共サービス税 (Tax sur les services communaux):Law n° 47-06, chapter IV
- ・登録税 (Enregistrement): General Tax Code, Art.126 et seq.
- ・印紙税 (Droits de timbres): General Tax Code, Art.249 et seq.
- ・物品税 (Tax interieure de consommation): Custom and Indirect Tax Code: Art.182 et seq.
- ・保険取引税 (Tax sur les contrats d' assurance): Decree 2-58-1151, art.62 and appendixII
- ・コンクリート鉄特別税 (Taxe speciale sur le fer a beton): Finance Act n° 115-12 of 2013, Art.12,13 and 14
- ・砂販売特別税 (Tax speciale sur le sable): Finance Act n° 115-12 of 2013, Art.12,13 and 14
- ・プラスチック環境税 (Tax ecologique sur le plastique): Finance Act n° 115-12 of 2013, Art.12,13 and 14
- ・自動車税 : General Tax Code, Art.259 et seq.:
- ・特定事業に対する地方税 (例 : 観光) : Law n° 47-06, Art.70 et seq.

3. I-2 記載の税の法的根拠

直接税

- ・法人税 (Impot sur les Societes) :General Tax Code 1,Art.2 et seq.
- ・個人所得税 (Impot sur les Revenu) :General Tax Code, Art. 21 et seq.
- ・社会保障料 (Contribution Sociale de solidarite sur les benefices et revenus): Moroccan Tax Code (MTC). Art. 267 et seq.

間接税

- ・付加価値税 (Tax sur la Valeur Ajoutee) :General Tax Code,Art.87 et seq
- ・専門家／プロフェッショナル税(Tax Professionnelle):Law n° 47-06, Chapter II
- ・公共サービス税(Tax sur les services communaux):Law n° 47-06, chapter IV
- ・登録税(Enregistrement): General Tax Code, Art.126 et seq.
- ・印紙税(Droits de timbres): General Tax Code, Art.249 et seq.
- ・物品税 (Tax interieure de consommation): Custom and Indirect Tax Code: Art.182 et seq.
- ・保険取引税 (Tax sur les contrats d' assurance): Decree 2-58-1151, art.62 and appendixII
- ・コンクリート鉄特別税 (Taxe speciale sur le fer a beton): Finance Act n° 115-12 of 2013, Art.12,13,14
- ・砂販売特別税 (Tax speciale sur le sable): Finance Act n° 115-12 of 2013, Art.12,13 and 14
- ・プラスチック環境税 (Tax ecologique sur le plastique): Finance Act n° 115-12 of 2013, Art.12,13 and 14
- ・自動車税 : General Tax Code, Art.259 et seq.:
- ・特定事業に対する地方税 (例 : 観光) :Law n° 47-06, Art.70 et seq.

4. 課税年度

一般税規定 (General Tax Code) において、法人税の納税義務者の課税年度は、12 カ月を越えない財務会計年度 (article 17 of the GTC) に基づくと規定されている。また、個人について課税期間は暦年とされている。

(注1) General Tax Code ; dahir n° 1-06-232 du 10 Hija 1427 (31 Décembre 2006)

II. 法人税

1. 税率

法人税の標準税率は 30%とされている。

金融機関、リース会社、マグレブ銀行 (the Bank Al Maghreb)、貯蓄銀行および保険・再保険会社に対しては、37%の税率が適用される。

なお、課税利益にかかわらず事業者が課される税額は、いかなる会計年度においても売上高から算定されるミニマム税の最小限度額を下回らないこととされている (各種利益および助成金の利益を含むがキャピタルゲインは除くこととされている)。

ミニマム税 (cotisation minimale) は、企業に対しては事業開始後 36 カ月の間は課されないが、当該例外規定は設立後 61 カ月を越えると適用されない。

ミニマム税は売上高に対して 0.5%の税率で課税されるが、次の分野に対しては、特別な 0.25%の税率が適用される。: 石油製品、ガス、バター、食用油、砂糖、水、小麦粉および電気。

なお、ミニマム税は 3,000 MAD (以下、モロッコ・ディルハム) を下回ることはない。また、ミニマム税は、翌事業年度以降 3 年間に課された法人税 (ミニマム税を超える場合) から控除することが可能である。ミニマム税が課税される赤字会社は、繰越欠損金を翌事業年度以降の所得と相殺する権利を失うこととされている。

コーディネーションセンターの課税標準は、営業費用に営業外利益を加算した金額の 10%に相当する金額とされており、法人税の標準税率である 30%の税率が適用される。コーディネーションセンターとは、国外にある企業や多国籍企業グループの支店または子会社で、当該企業や多国籍企業グループの排他的利益のために管理、運営または支配活動を行うものと定義される。

カサブランカ・ファイナンスシティーに設立された地域統括会社および国際統括会社 (les sieges regionaux ou internationaux) に対しては、10%の低減税率を適用される。地域統括会社および国際統括会社は、非居住企業のために監督、調整活動を行う会社と定義される。

2011年1月1日から‘小企業’ (売上高が VAT を除き 300 万モロッコ・ディルハムを超えない企業) に係る法人税の税率は、30%から 15%に低減されていたが、この低減税率は Finance Law 2013 により廃止された。ただし、毎年課税所得が 30 万モロッコ・ディルハムもしくはこれを下回る企業に対しては、10%の新税率が導入された。

輸出自由地区:Export Free Zone(EFZs)に設立された企業に対しては、最初の 5 年間の利益に対する法人税は免除され、それ以降の 20 年間については、8.75%の軽減税率が適用される。2012年5月17日において、同一 EFZ 内もしくはほかの EFZ 内にて設立された企業との取引から得られた利益に対しても同様に最初の 5 年間の法人税が免除され、それ以降の 20 年間については 8.75%の軽減税率が適用される。このベネフィットは(i)最終製品が輸出され (ii)異なる EFZ 間の商品の移転が関税規則に則って行われることを前提に付与される。

オフショアの銀行は、合意書の日付から最初の15年間、年次2.5万米ドル相当のモロッコ・ディルハム通貨を支払うことで、利益や収入にかかわるすべての税金の免除を受ける選択をすることができる。なお、この15年の期間経過後は通常の法人税率が適用される。

オフショアの持ち株会社は、オフショアでの活動に対し定率の法人税が課される。この税はほかの総ての税金の代わりとして課されるもので、事業開始後最初の15年間、年次500米ドルを支払うこととされている。なお、その後は通常の法人税率が適用される。

居住企業の得たキャピタルゲインは、課税対象に含まれ通常の法人所得税率が適用される。

2. 課税対象範囲

モロッコで事業活動を行う企業に対して法人税が課され（事業所得に対しては属地主義、受動的所得に対しては全世界所得課税）、下記の種類の事業体が課税対象となる。

- ・形態にかかわらず総ての国内および外資法人
- ・海外に登記地を持つ非居住企業もしくは多国籍企業のコーディネーションセンター
- ・公的企業体およびその他の法人で事業を行う、またはその他の収益活動を行っているもの
- ・パートナーシップ、合資会社およびJVで法人所得税課税の対象となっているもの

Permanent Establishment (PE：恒久的施設)は、企業の事業の全部または一部が行われる一定の場所を意味する。また、PEは、具体的には管理の場所、支店、事務所、工場、作業所、鉱山、石油／ガス井、採石場その他資源採集場所を含む。

3. 課税所得

課税所得とは、総ての企業活動からもたらされる利益で、動産・不動産の処分によって得られる利益や廃業に伴う資産処分に伴う利益を含む。廃業に基づき収受した金額や顧客の移転に伴い、受け取った金額については、資産処分に伴う利益とみなされる。

4. ほかの事業利益に対する課税

キャピタルゲイン

数種の控除があるが、動産または不動産処分により得られた利益および、顧客の移転もしくは廃業に伴い得られた利益も法人税の対象となる。

法人税が永久に免除された企業や全免された企業は、2010年1月1日以降、キャピタルゲイン免税の恩典を受けられなくなった。ただし、Circular No.718によると Finance Law 2010は、一定の企業（例えば、ベンチャーキャピタルファンド、譲渡可能有価証券の集団投資の引き受け（UCITS）等）は、これらの企業の活動が株式によるキャピタルゲインを目的とする限りにおいて、法人税の永久免除を受けながらキャピタルゲイン免税の恩典を受け得ることを明らかにしている。

配当

課税対象であるモロッコの居住企業からモロッコの居住企業である株主が受け取った配当金は、営業利益に含まれるが、当該配当金は、課税所得計算において100%控除される。モロッコの資本参加免税は、海外子会社からの配当金にも適用される。

利息

利息は第三者間取引価額に基づき、一般的控除要件を満たす必要がある。

General Tax Code の下では、株主の貸付金に対する損金算入については一定の制限がある。株主から請求された利息を損金算入するためには、会社の株式資本金は全額払い込まれていなければならない。会社の株式資本金が全額支払われている場合、損金算入限度額は株式総額を基に算出された利息額で、利率は財務省による固定利率により計算された金額とされる（2013年3.45%、2014年4.03%）。

非居住者または居住企業が受け取る利息は10%の源泉課税の対象となる。

源泉課税が免除される利息は下記のとおり。：

- ・国に対する貸し付けもしくは国の保証付きの貸し付け
- ・外貨または外換可能モロッコ・ディルハムでの預金
- ・少なくとも期間10年の外貨で認められた貸し付け
- ・政府の許可を得たプロジェクトに基づく EIB（欧州投資銀行）からの外貨貸し付け

ロイヤルティー

ロイヤルティーは第三者間取引価格に基づき、一般的控除要件を満たす必要がある。

非居住者が受け取るロイヤルティーはモロッコでは、10%の源泉徴収税の対象となる。

General Tax Code によると源泉税は、非居住企業もしくは非居住者（個人）に対する下記の収入に対して課される。

- ・特許使用、デザイン、モデル、企画、秘密の数式およびプロセスに対するロイヤルティー
- ・技術補佐、居住企業またはモロッコにて活動を行う企業の下での、人材に対して支払う報酬
- ・レンタル料およびこれと類似する各種の使用および使用権に対する報酬
- ・コミッションフィー
- ・モロッコで使用もしくは非居住者により提供された、総てのサービスに対し支払われた報酬

5. 各種役務契約に基づく利益／報酬に対する課税

居住企業または非居住企業がサービス契約に基づき受け取る利益および報酬は、モロッコにおいて課税対象となる。

モロッコの非居住企業の恒久的施設（以下、PE）は、モロッコ企業と同様に課税される。非居住企業でモロッコでの建設や組立工事契約を落札した企業は、法人税登録時（納税者番号取得）またはすべての契約を締結時に、契約金額の8%の定額課税を選択することができる。

サービス契約に関する支払いでモロッコでのPEを形成しないものは、10%の源泉徴収税の対象となる。（上記II, 4参照）

6. 国外源泉所得に対する課税

居住企業、非居住企業を問わず、たとえ偶発的な場合でも、所有する資産に関するもの、モロッコにて実施された活動または営利取引による総ての利益または所得が課税対象となる。

従って、居住企業はモロッコ国内源泉所得に対し課税される。また、居住企業により得られた国外を源泉とする配当、利息、ロイヤルティー、キャピタルゲインは、モロッコにて課税対象とされる。

モロッコ居住企業が受け取る、モロッコを源泉とする配当の100%の免税の制度は、Finance Law 2008により、国外を源泉とする配当に対しても適用されることになった。

モロッコにPEを持たない非居住企業は、モロッコの国内源泉所得に対し、最終源泉税が課税される。

非居住企業のモロッコのPEは、課税所得に対してモロッコの標準法人税率（30%）で課税される。ただし、当該課税所得に基づく税額の計算上、非居住企業のPEは、課税所得から一般経費の一部および非居住企業の借り入れコストの一部を控除することが認められている。税当局はそのようなコストは立証されなければならないことを明示している。

7. 資産の評価

1) 固定資産

モロッコの会計基準（GAAP）の下では、資産の再評価は可能であるが、そのような再評価は課税標準には影響を与えない。

2) 棚卸資産

会計年度の終了時に、最低限年一度の棚卸実施は必須とされており、全資産の棚卸しが必要とされている。

8. 事業上の損金算入項目

1) 減価償却

事業資産の減価償却は、取得価額と耐用年数をベースに算定される。

減価償却は通常在庫として保有されず、価値が減価してゆく有形資産（土地を除く）に対して認められる。無形資産のうち不可逆的に価値が減少しないものは減価償却ができないが、引当金を積むことは可能とされている。

減価償却は強制的なものではないが、損金算入する為には、納税義務者のその事業年度の会計帳簿において損金経理されていなければならない。赤字期の減価償却費は、無期限に繰り越すことが可能である。減価償却費は、通常定額法で計算されるが、法律上は定率法も規定している。

2) 不良債権

貸倒引当金は、課税標準から控除される。係る引当金は、引き当て計上後 12 カ月以内に債権回収のための裁判措置がとられている場合にものみ控除される。

3) 引当金

引当金は、将来の損失または一定の資産の減価償却をカバーするために計上することができるが、当該引当金は、税法上特に認められている場合を除き、損金不算入とされる。

税務上、損金算入される引当金は、当該事業年度内に実際に起こった事象で費用や損失の発生の可能性が高いものに結びついており、かつ金額は詳細に評価されるべきものとされる。

従って、損金算入される引当金は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・引当金は、損失または費用をカバーするものであること。
- ・費用と損失の性質が厳密に識別されること。
- ・費用と損失は当該会計年度に起源を有する必要がある。

2008 年から下記の引当金は、損金不算入とされることとなった。

- ・設備投資に関する引当金
- ・鉱業、炭化水素事業会社が行う埋蔵量の再構成に関する引当金
- ・その他の業種の企業が行う引当金の再構成に関する引当金
- ・従業員のための住宅取得もしくは建設、あるいは従業員が住居を取得もしくは建設するための貸付金に関する引当金

4) 準備金：適用なし。

5) 社員、取締役、パートナーおよび株主への報酬

住宅補助、コスト、その他の恩典など会社が従業員に対し現金もしくは現物で支払う人件費や社会費は、モロッコでは損金算入とされる。

6) 賃借料

一定の車両の賃借料を除き、賃借料は無制限に損金算入となる。

7) 寄付金

寄付者の売上高の1,000分の2を限度として損金算入される。この限度規定は General Tax Code (例：特定の非営利団体に対する寄付) に規定されている、いくつかのケースには適用されない。

8) その他の損金算入可能な項目

- ・製品、原材料の取得価額
- ・一般管理費、公共用の100モロッコ・ディルハムを超えない、少額贈答および会社のインシヤルや製造・販売業者の商標付きの少額贈答品を含む。
- ・会社創立費(これらは最初に発生した会計年度から5年間で定額償却される。)
- ・法人税を除く会社が支払うべき租税
- ・貸付金にかかわる費用

9. 税制優遇策

General Tax Code の規定する投資優遇策

・輸出促進とホテル優遇策

輸出企業（物品およびサービスの輸出による所得部分）およびホテル事業は、営業開始から5年間は法人税が全免される。その後は無期限にて17.5%の法人税が適用される。

・農業部門

2014年1月1日現在、農業活動による収入が毎年一定の基準に等しいかこれを超える企業は、課税所得が生じた最初の年から5年間、17.5%に低減された法人税率の適用を受ける。この期間の後には、農業活動からの所得に対し、標準税率の30%の適用を受ける。なお、年度の収入が基準に満たない法人は、法人税を免除される。

・地域開発地域に所在する企業

地域開発地域に所在する企業は操業開始の最初の 5 年間は、17.5%の低減法人税率が適用される。

・職人企業

製品が主に手作りである場合、モロッコ内のどこでも職人企業に対しては、操業開始の最初の 5 年間は 17.5%の法人税率が適用される。

・民間教育機関

民間の教育機関は、操業開始から最初の 5 年間は 17.5%の法人税率が適用される。

・観光部門

ホテル事業は、自身もしくは旅行代理店を通じて、外貨で送金で受けた売上高に相当する所得については、以下の適用を受ける。

- ・最初の外貨建てによる営業活動開始日から 5 年間の法人税免除、および
- ・その後は 17.5%の減額税率の適用

・スポーツ企業

操業開始から最初の 5 年間、17.5%の低減法人税率が適用される。この税率の恩典を享受する為には、スポーツ企業は体育とスポーツを規制する Law No. 30-09 に従い構成されねばならない。

・輸出自由特区 (EFZ)

EFZ 内で操業する企業は、無期限で以下の税金の免除や低減を受けることができる。

- ・非居住者に支払われる配当金および類似の所得は、15%の源泉徴収税は免除される。
- ・居住者に支払われる配当金および類似の所得は、15%の源泉徴収税の減額税率の適用があり、所得税もしくは法人税の対象となる。
- ・EFZ に輸入された製品は VAT が免除される。同一 EFZ 内もしくは EFZ 間での事業は、VAT の対象外とされる。

下記の免税措置は、指定された時限性付きで適用される。

- ・EFZ 内にて最初の 5 年間の操業で得られた利益は、法人税が免除される。その後 20 年間は 8.75%の低減法人税率が適用される。この 25 年間の後、EFZ 内で操業する企業は、輸出事業に対して 17.5%の低減法人税率が適用される。
- ・企業は 15 年間事業税が免除される。
- ・EFZ にて搬入搬出される商品・製品は、輸出入に関する関税その他の類似税が免除される。
- ・オフショア銀行

General Tax Code に基づく特別税制は以下のとおりである。

- ・許可を得た日付から最初の連続 15 年間は、特別法人税が適用される。10%の税率による法人税または 2.5 万米ドル相当のモロッコ・ディルハムの特別法人税を支払うことにより、所得または利益に対して課される総てのモロッコの租税の代わりとなる。
- ・取締役および従業員に支払われたグロスの報酬を源泉として、20%の税が控除される（所得税の代りとなる）。
- ・下記に対し免税が認められる。
 - ・オフショア銀行が株主へ配分した配当金、預金やオフショア銀行での交換可能の外貨投資の利息に対し、源泉徴収税のかたちで課された所得税や法人税
 - ・事業税
 - ・オフショア銀行に課される登録料や印紙税で、事業設立に関するオフショア銀行が行う特定の取引

オフショア銀行は、製品、機器など国内市場から購入したもので事業遂行に不可欠のものに対して、VAT は課されない。以下に対しても VAT は免除される。

- ・オフショア銀行が行う融資取引に関する利息、手数料およびその他のサービス
- ・オフショア銀行での預金と外国交換可能通貨への投資に対する利息

オフショア銀行は、事業遂行に必要な資材や機器の輸入に関して租税は免除される。また、国内市場で外国製の資材や機器を取得する場合も、関税の還付を受けることができる。

10. 欠損金の繰越制度

企業が行う通常の事業活動から生じる損失は、所得から控除することが可能である。なお、損失は 4 年間繰り越すことができる。損失が生じた期間の減価償却は無期限に繰り越すことができる。

11. 源泉徴収税

支払いの種類	源泉徴収税率 (WHT rate)
支店利益	15% (送金ベース)
配当金	15%; 0% (EFZ 内で操業する企業が非居住者に分配する場合)
利息	10%
ロイヤルティー (Royalties)	10%
技術料	10%
マネジメントフィー	10%

12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー (JV)

パートナーシップおよびジョイント・ベンチャーに関しては、特別な規定はなく、法人格を有するほかの企業に対するのと同じ標準規則が適用される。モロッコでは、異なる法人格に対して課税方式に違いがない。

13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る税制

外国企業の支店／駐在員事務所は、ほかのどの形態の法人格を有する企業とも同じ標準規則が適用される。モロッコでは異なる法人格に対して課税方式に違いがない。

III. 個人所得に係る税金およびその他の税金

1. 個人所得に係る税制

国籍、活動に係らずモロッコを常居とする個人は、全世界所得に対し 10%～38%の間で累進課税率で個人所得税の対象となる (impot sur le revenue or IR)。

毎月の課税所得枠 (モロッコ・ディルハム)	税率
30,000 以下	0%
30,001 ~ 50,000	10%
50,001 ~ 60,000	20%
60,001 ~ 80,000	30%
80,001 ~ 180,000	34%
180,000 超	38%

モロッコに常居所を持たない個人は、モロッコの国内源泉所得にのみ課税される。常居所の定義は以下のいずれかをいう。

- ・ 恒久的な住まいの場所
- ・ 主たる経済利益の場所
- ・ 国内滞在が 365 日のいずれかの期間内に 183 日を越えること

非居住者は一時的な滞在の長さにかかわらず、モロッコの国内源泉所得に課税される。

所得控除

a) 個人の個々の機能や職務に固有の経費として、以下のとおり定率の所得控除が認められている。

- i. 下記のカテゴリー(ii)または (iii)に該当しない者で 3 万モロッコ・ディルハムを超えない個人に対しては、20%が適用される。20%が適用される総合課税所得には、現金および現物給付は含まれない。
- ii. 以下のカテゴリーに属する個人に対しては、標記のとおり、ただし 3 万モロッコ・ディルハムを超えないこととされている。
 - ・夜勤の植字工および鋤夫：25%～35%
 - ・舞台もしくは映画俳優、踊り子、音楽家および指揮者：35%
 - ・ジャーナリスト、写真家および新聞編集者：35%～45%
 - ・保険査定人：45%
 - ・商用旅行者：45%
- iii. 商船の船員および深海漁師：40%

b) 承認された年金基金と退職年金制度への拠出額は所得控除の対象となる。ただし、この控除措置は、個人または集団退職保険契約に関連して支払われた保険料の所得控除の代替となる。

c) 共済組合への拠出および社会保障料の負担は、所得控除の対象となる。

d) 病、産科、障害および死亡をカバーするグループ保険の保険料（従業員持ち分）は所得控除の対象となる。

e) 年金や生涯年金は、特別な規定の対象となる。

f) 特定の費用は、総合課税所得から控除することができる（例：すべての所得区分からの純所得の合計）。

すなわち、

- i. 最初の持ち家取得または建築に利用されるための銀行や金融機関、民間・公的社会機関、企業からの借入金の金利（市場金利適用）。ただし、控除される金額は課税所得の総額の 10%を超えない。
- ii. モロッコにて設立された保険会社との個人または集団退職保険契約（少なくとも 8 年以上の期間）に関する保険料で、支払いが 50 歳から支給となるもの。ただし、控除額は課税所得の 6%を超えない。

2. 個人に係るその他の税金

社会保障料（Social Solidarity Contribution）

個人にとって、社会保障料は 2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日の間に得た給与とこれに類するモロッコ国内源泉所得に課せられるもので、以下の比例率が適用される。

税抜きの純所得, モロッコ・ディルハム	税率
360,000 ~ 600,000	2%
600,001 ~ 840,000	4%
840,000 超	6%

この社会保障料は、モロッコ居住法人の雇用者または機関により源泉徴収される。

プロフェッショナル税

モロッコにて個人事業を行う者は、プロフェッショナル税が課税される。プロフェッショナル税は、事業を行う目的で使われた建物の敷地や倉庫、通常かつ実際の施設と設備の賃借料の総計が基となる。賃貸価格は直接査定または比較もしくは賃貸契約の検閲により決定される。プロフェッショナル税は携わっている事業のタイプにより物件の賃貸価格に対し 10%~30%の料率が適用される。

住居への課税

個人はモロッコ内に在る居住用の不動産に対して、住居に係る固定資産税が課税される。住居に係る固定資産税は、税は特別委員会により決められる資産の賃貸価格に課される。賃貸価格は5年ごとに2%引き上げられる。

賃貸価格, モロッコ・ディルハム	税率
5,000 以下	免除
5,001 ~ 20,000	10%
20,001 ~ 40,000	20%
40,000 超	30%

共同サービス税

モロッコで住居を所有する者または貿易、事業もしくは専門業を行う個人は、共同サービス税の課税対象となる。共同サービス税はプロフェッショナル税（場合によっては資産税）の基礎となる賃貸価格に基づいて定められる。適用レートは 10.5%または 6.5%で地域によって異なる(都市部か農村部)。

3. 付加価値税 (VAT)

1) 課税対象となる取引

VAT は、モロッコ内で行われる工業、商業、手工業あるいは専門的な取引ならびに輸入取引に対して課される。以下の場合、取引は、モロッコ内で行われたものとみなされる。

- ・資産の譲渡の場合、配達がモロッコ内でなされたこと。
- ・その他のすべての活動の場合、役務の提供、資産の貸し付け、または権利がモロッコ内で使用されること。

VAT は、経常的または一時的にでもモロッコ内で再販売のために商品を購入したり、工業、商業、職人や専門的な性質に基づく活動に従事してなされた取引および輸入取引に対して課税される。

納税者は、年間の売上高によって、月ごとか四半期ごとに申告が求められる。

General Tax Code によると、非居住企業により提供されたる役務の提供または資産の貸し付けは、モロッコ内にて利用、使用された場合、モロッコの VAT の対象となる。この義務は、非居住企業の代理人またはその顧客が負うこととなる。

2) 税率

適用料率は以下のとおりである。

- ・7% 適用：特定の一般消費財、水、電力および水道メータの貸し出しなど
(article 99-1 of Moroccan Tax Code)
- ・10% 適用：銀行やクレジット取引や為替手数料(リース取引を除く)、ケータリングサービス、ホテル宿泊施設への納入、特定のリベラルな職業活動(すなわち、弁護士、通訳など) (article 99-2 of Moroccan Tax Code)
- ・14% 適用：交通取引など、(article 99-3 of the Moroccan Tax Code)
- ・20% 適用：建設工事ほか、上記の VAT 低減料率の適用外の取引に適用される標準料率
(article 98 of the Moroccan Tax Code)

4. その他の税金

社会保障料 (Social Solidarity Contribution)

社会保障料は、Financial Act に基づき導入され、2013 年 1 月 1 日から継続的に 3 年間適用されている。

社会保障料は、CIT(article 267 of the GTC)から永久免除されているものを除く CIT の対象となるすべての企業 (ほかの機関や組織と並んで) が対象となる。

社会保障料は、モロッコ会計基準(Moroccan GAAP)に基づき計算され、企業の会計年度(CIT の課税基準ではなく)のネット収益に課せられる。社会保障料は、ネット収益が 1,500 万モロッコ・

ディルハム相当以上をあげている企業のみが対象となり、CIT 上損金算入は出来ない(article 268 of the GTC)。

社会保障料は、以下の比例料金表を使って判定される(累進制ではない article 269 of the GTC)

純利益, モロッコ・ディルハム	社会保障料率
15 million ~ 25 million	0.5%
25 million ~ 50 million	1%
50 million ~ 100 million	1.5%
100 million 超	2%

社会保障料の対象となる納税者は、事業年度終了の日から 3 カ月以内に社会保障料の申告の提出および納税をしなければならない (article 270-1 of the GTC)。

プロフェッショナル税

プロフェッショナル税は、事業を行う目的で使われた建物の敷地や倉庫、通常かつ実際の施設と設備の賃借料の総計が基となる。賃貸価格は、直接査定あるいは比較もしくは賃貸契約の検閲により決定される。プロフェッショナル税は、携わっている事業のタイプにより物件の賃貸価格に対し 10%~30%の料率が適用される。

共同サービス税

モロッコの居住企業は、共同サービス税の課税対象となる。共同サービス税は、プロフェッショナル税（場合によっては資産税）の基礎となる賃貸価格に基づいて定められる。適用レートは、10.5%もしくは 6.5%で地域によって異なる(都市部か農村部)。

登録税

企業の設立の際の出資金や既存資本の増資の際には、登録税の支払い義務がある。料率は資本金が 50 万モロッコ・ディルハムを超えない企業は、定額 1,000 モロッコ・ディルハムが適用される。応募資本がこの金額を超える場合は、1%が設立もしくは増資額に適用される。

印紙税

印紙税は契約書、合意書および登録を必要とする書類に課税される。印紙税は公私にかかわらず裁判所が作成する、もしくは裁判所に提示するすべての証書や書類に課せられる。料金は大きさに関係なく 1 ページにつき 20 モロッコ・ディルハムである。

Ad valorem 印紙税は、無記名手形、約束手形、およびその他の為替手形に対し 0.25%が課せられる。特別印紙税が商品や登録書類の輸送に課せられる。

職業訓練に係る税

職業訓練税は産業、商業の私企業に課される。料率は総報酬月額に対し 1.6%が課される。

物品税

主たる物品税は、消費税で輸入・国産を問わず一定のリスト化された製品のみ適用される。本税は VAT に加えて課される。消費税の対象となるのは、ミネラルウォーター、アルコール、非アルコール飲料、石油、ガス製品および製造タバコである。

CNSS

社会保障‘CNSS’は、モロッコの雇用者が支払う賃金に課される。雇用者、被雇用者ともに以下の基準に基づき、被雇用者の賃金に対し社会保障負担が課される。

給付拠出 基準	雇用者料率	被雇用者料率
家族手当 - 上限規定なしの給与総額基準	6.4%	0%
社会的便益-7.2万モロッコ・ディルハムを上限とする給与総額基準	8.6%	4.29%
健康管理 - 上限なしの給与総額基	3.5%	2%
職業訓練- 上限なしの給与総額基準	1.6%	0%

社会保障‘CNSS’は、月次で源泉徴収される。

社会保障料（被雇用者）（Social Solidarity Contribution）

個人に関して、社会保障料はモロッコを源泉とし 2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日の間で得た給与および類似収入に対し、以下の比例料率で課されている。

税引き後収入, モロッコ・ディルハム	税率
360,000～ 600,000	2%
600,001～ 840,000	4%
840,000 超	6%

この社会保障料は、モロッコ居住の雇用者またはモロッコで設立された企業に源泉徴収される。

IV. 税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

1. 法人税

1) 登録

企業は税規定に基づき、事業開始から 30 日以内にプロフェッショナル税、法人税、および VAT の登録を行わなければならない。実際には、納税者登録はモロッコにおける会社設立手続きの際に必要な部分である。企業はプロフェッショナル税(プロフェッショナル税番号取得のため)、法人税、VAT(納税者番号(Fiscal Identification Number)取得するため)および社会保険庁：CNSS(CNSS 番号取得のため)に各々登録する必要がある。

2) 税務申告および納税

モロッコ企業、外国企業の支店は、会計年度終了日後 3 カ月を経過する日までに確定申告をし、当該申告期限までに納税を行わなければならない。

外国企業のモロッコ支店はまた、会計年の各四半期末期ごとに中間申告納税を義務付けられており、各回の支払い額は前年度の納付額の 4 分の 1 となる。

モロッコ企業または外国企業の支店は、納税申告を電子申告できる。2011 年 1 月 1 日以降年間の売上高が 5,000 万モロッコ・ディルハム以上の企業は電子申告が義務付けられている。

2013 年 1 月 1 日から、企業は場合に応じて損失の元または利益がゼロであることの説明文を、年次納税申告書に添付することが求められている。

3) 罰則および不服申し立て

General Tax Code が規定する一般罰則制度は以下となる。

間違った納税申告、無申告や遅滞は、納税額の 15% 相当の罰金が課される(art.184 & 186)。不誠実や詐欺的行為の場合の罰金は、税回避や不正に減免を企てた金額の 100% に達し得る(art.186)。

ただし納税申告が credit/loss の状態であれば、loss/credit は調整額の 15% が減額される(art.186 & 204)。

納税遅延に対しては、納税額の 10% の罰金が課され、追加の罰金が最初の月は 5%、その後の各月は 0.5% で計算される(art.208)。なお、税務調査の管理プロセスは以下となる。

- a) 税務当局は、税務調査中に査定された最初の調整通知を送送する。納税義務者は、この初回の調整通知書に対し 30 日以内に返事を出さなければならない。
- b) 税務当局は、納税義務者からの返事を受けて第 2 回目の通知を 60 日以内に送送する。
- c) 納税義務者は、地方税務委員会に対し第 2 回目の通知書の受取日から 30 日以内に不服申し立てを行う権利がある。この地方税務委員会は、判断を 24 カ月以内に出さなければならない。

d)納税義務者(もしくは税務当局)は、地方税務委員会の判断が出された日の後 60 日以内に国家税務委員会に対し、不服申し立てを行うことができる。国家税務委員会は、12 カ月以内に判断を出さなくてはならない。

e)納税義務者は、地方もしくは国家税務委員会の判断が出されてから 60 日以内に行政裁判所に訴えることができる。

2. 個人所得に係る税金

1) 登録

企業で法人税に代えて個人所得税の申告を選択した企業の場合、その企業は税務管理に登録し財政識別番号を取得し、社会保障局 CNSS に登録して CNSS 番号を取得する必要がある。IV-1-1 参照。

2) 税務申告および納税

総ての納税者(注 2)は、毎年遅くとも 2 月 28 日までに住居のある場所、主たる事業のある場所、もしくは会計上の住所のある場所に書留にて供給された各項目ごとに、明細を記入する特別専用の用紙に、前年度の総所得の申告をしなくてはならない。申告書はまた、適切に、源泉徴収された税額と申告された控除額を明示しなくてはならない。2013 年 1 月 1 日現在、企業は場合に応じて損失の元もしくは利益がゼロであることの説明文を、年次納税申告書に添付することが求められる。

最終的な納税義務の決済日は以下のとおり。

- ・ ミニマム税 : 毎年、遅くとも 1 月 31 日まで
- ・ 所得税 : 毎年、遅くとも 2 月 28 日まで
- ・ 不動産利益課税 : 取引日から 60 日以内

3) 罰則および不服申し立て

上記 IV-1-3 参照。

(注 2) 実際の純所得制度 “Regime du resultat net reel” もしくは簡易純所得制度 “regime du resultat net simplifie” に基づき、事業所得が決定される納税義務者を除く。

3. VAT

1) 登録

上記 IV-1-1 参照。

税規定ではプロフェッショナル税、法人税および付加価値税への登録は、事業開始後 30 日以内に行われなければならない。実際には、納税者登録は、モロッコにおける会社設立手続きの際に必要な部分である。企業はプロフェッショナル税(プロフェッショナル税番号取得のため)、法人税、VAT(納税者番号(Fiscal Identification Number)取得するため)および社会保険庁：CNSS(CNSS 番号取得のため)に各々登録する必要がある。

2) 税務申告および納税

上記 IV-1-2 参照。VAT の申告預託金は、毎月もしくは四半期ごとにできる。

3) 罰則および不服申し立て

上記 IV-1-3 参照。

4. 租税回避防止規定

1) 移転価格税制

General Tax Code (art.213)に含まれている 2 方式が、モロッコ税務当局により使われている。

- ・最初の方式は独立価格批准法(CUP)で
- ・第 2 の方式は国内で取得可能な情報に基づく直接査定方式

モロッコの税法が規定する移転価格税制の目的は、直接または間接的にモロッコの内外に所在する企業との間で行われる取引の売買価格の調整である。

課税対象利益または売上高に含まれる金額を判定するため、モロッコの税務管理当局はほかの類似企業との比較もしくは税務当局で入手可能な情報に基づく査定手段でこれを行う。

モロッコ国外に位置する企業と行われた取引に関してモロッコの税務管理当局は、モロッコで所得税の対象となる企業に対し、以下の情報の提供を求める事ができる。

- ・モロッコでの納税義務を持つ会社とモロッコ国外にある会社との関係の性質
- ・提供されたサービスもしくは販売された物品
- ・これらの企業の間で行われた取引価格を決めるのに採択された移転価格方式と、其れを正当化する要素
- ・モロッコ国外にある企業の国の税制および法人税率

2) 過少資本税制

モロッコには過少資本税制に係る規則はない。

5. 二重課税回避のための協約

2014年10月31日現在、モロッコは次の各国との間で発効済みの租税協定を結んでいる。：

アルバニア、アルジェリア、アラブマグレブ連合、オーストラリア、アゼルバイジャン、バハレーン、ベルギー、ボスニア・ヘルツゴビヤ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中国、コンゴ、コートジボワール、クロアチア、チェコ、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、ドイツ、ガーナ、ギニア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イタリア、アイルランド、ヨルダン、韓国、クエート、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マレーシア、マリ、マルタ、モーリシャス、オランダ、ノルウエー、オマーン、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、セネガル、セルビア、セイシェル、シンガポール、スロベニア、南アフリカ共和国、スーダン、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ベトナム、イエメン。

V. 報告義務および監査報告

1. 申告する書類および記録

モロッコでは帳簿を保存する規則が施行されている。モロッコにて設立された外国企業の支店または子会社は、モロッコの規則を遵守し法9-88およびCGNC(Code General de Normalisation Comptable)の定める所により、モロッコのルールに従って会計帳簿をモロッコ・ディルハム(MAD)建てで保存しなければならない。

これらの財務諸表は、SAまたはSARLの年次総会の承認から30日以内に裁判所の登記所に公開される必要がある。

各会計年度末に企業は、法9-88およびCGNCに基づき年次財務諸表(年次決算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、経営残高報告書、デスクロージャーノート(ETIC))を作成しなくてはならない。

トレーダーの会計義務に関する法9-88の規定に従い企業は、元帳および在庫帳簿を保持しなくてはならない。

モロッコ企業が維持しなくてはならないその他の法定帳簿は、以下のとおり。

- ・ 休暇帳簿(livre de congés) (労務規定)
- ・ 給与台帳(livre de paie) (労務規定)

- ・株主登録および株式移動台帳(register de transfert des actions) (公開有限責任会社(SA))
- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録

法 9-88 art.1 の規定に基づき会計記帳は日ごと、作業ごと、時系列に記録されなければならないことに注意が必要である。

2. 認められた会計実務

モロッコでは、IFRS は銀行と保険会社以外は必須ではない。IFRS は、連結決算報告書が選択された場合にのみ適用される。

3. 会計監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

法定監査役の要件は必須である。

- ・有限責任会社(SARL)で、会計年度の終わりの売上高が VAT を除き 5,000 万モロッコ・ディルハムを超えるもの
- ・有限会社(SA) および簡易有限会社(SAS)

年次監査済報告書は、納税申告においては求められていない。

4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

株主に提出する必要がある監査必須書類／報告書とは、一般監査報告書および規制対象となる協定に関する特別報告書。

5. 公認監査人の雇用：必要とされている。

法定監査人は、モロッコ勅許会計士委員会の会員でなければならない。詳しくはウェブサイト参照。<http://www.oecmaroc.com/>

参考資料

IBFD 国別調査

KPMG MENASA ガイド

General Taxation Code

Dahir n° 1-06-232 du 10 Hija 1427(31 December 2006)

Law n°47-06